

JBIC(国際協力銀行)と外務省のヒミツ主義にNO!

コトパンジャン・ダム ODA 借款契約書などの開示を求める 情報公開要求キャンペーンにご協力を!

呼びかけ：コトパン・サポーターズ京都
<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/ka1484zu/>

JBIC と外務省が ODA 借款契約書などの公開を拒否し、審理を妨害

コトパンジャン・ダム裁判(1下記参照)の第4回口頭弁論(11月13日)において、原告側は、被告が公開を拒んでいる重要文書の公開を強く求めました。ダム建設資金の供与にあたって JBIC とインドネシア政府との間で交わされた「円借款供与契約書」やダムの「詳細設計書」などです。裁判所もこの要求を正当と認め、被告側に提出を促しました。ところが JBIC は「外交問題」を理由に借款契約書の公開を拒否し、外務省もそれを後押ししており、他の資料についてもかたくなに公開を拒んでいます。

どうして借金の証文(借款契約書)が外交問題になるのでしょうか。そんなバカな話はありません。本当の理由は、これを公開すれば「コトパンジャン・ダムはインドネシアの国内問題で自分たちに責任はない」とする被告らの主張が崩れることにあるのです。

借款契約書には、資金供与にあたって日本側で確認すべきとされていた「融資3条件」(住民による移転への同意、補償条件への同意、スマトラ象など環境保護への配慮)が含まれます。にもかかわらず、コトパンジャン・ダム建設は住民や自然環境への配慮がまったくなされないまま資金が拠出され、強行されたのです。契約書を公開すれば、日本の援助機関の責任が具体的に明らかになります。この融資3条件は国会などで概要が明らかにされているものの、正式な文面はいまだに闇の中です。

情報公開を求めるキャンペーンにご協力を!

ODA は私たちの税金や郵便貯金から拠出されているにもかかわらず、その用途について国会での議論や市民によるチェックのシステムがなく、従来から極端な秘密主義のもとに進められてきました。私たちは、この裁判を通じて、こうした ODA のあり方を変えていきたいと思えます。

私たちコトパン・サポーターズ京都は、JBIC(国際協力銀行)とその後ろ盾である外務省に対して、コトパンジャン・ダム ODA 借款契約書の即時公開を求めるキャンペーンを呼びかけています。メール、FAX、電話など、様々な手段を通じて皆さんの声を JBIC と外務省に届けてください。ODA の秘密主義を正し、公正な裁判を求めるこの運動に、ご協力をよろしくお願いします。

【コトパンジャン・ダム ODA 関連重要文書の公開 要望先】

「円借款供与契約書」はこちらへ

・JBIC(国際協力銀行) - - 円借款を実施し、契約書を保持しています。

〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

TEL : 03-5218-3101 FAX : 03-5218-3955

HP メール送信ページ : <https://www.jbic.go.jp/japanese/opinion/index.php>

・外務省 - - 「外交問題」を理由に「借款契約書」を公開しないJBICにお墨付きを与えています。

〒105-8519 東京都港区芝公園 2-11-1 外務省 / 外務大臣 川口順子

経済協力局有償資金協力課 TEL : 03-3580-3311

ODA 担当メール : oda@mofa.go.jp

HP メール送信ページ : <http://www3.mofa.go.jp/mofaj/mail/qa.html>

「詳細設計書」(D/D)はこちらへ

・東電設計株式会社 - - ダムの詳細設計を行いました。

本社 〒110-0015 東京都台東区東上野 3-3-3

TEL : 03-4464-5111 FAX : 03-4464-5113 E-Mail : voice@tepsco.co.jp

【 1】コトパンジャン・ダム ODA 裁判とは

2002年9月、コトパンジャン・ダムの建設によって被害を受けたインドネシア・スマトラ島の現地住民が、日本政府、JBIC、JICA、東電設計(株)を相手に損害賠償と原状回復を求めて東京地裁に提訴しました。第2次提訴を経て原告は住民約8400人、さらに自然生態系(インドネシア環境フォーラムが代表)も加わりました。この裁判は、ODAを受ける側の住民自身が日本政府、JICAなど援助機関を訴えた史上初めての裁判であり、被害に対する「援助する側の責任」を問う画期的な意義を持ちます。2万人余りの被害住民の生活回復、スマトラ象など現地生態系の保護、そして日本の「海外援助」のあり方そのものが今、問われています。